

高松市子ども・子育て条例

高松市健康福祉局こども未来部子育て支援課

村上 莉紗

高松市では、同市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちの実現に寄与することを目的に、高松市子ども・子育て条例が制定された（平成25年3月27日に公布、同日から施行）。市では現在、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度のスタートに向け、子ども・子育て支援法及び本条例に基づく「子ども・子育て支援推進計画」の策定検討を進めている。

1 はじめに

高松市は、香川県の中中部に位置し、多岐を誇る波静かな瀬戸内海に面した県庁所在地です。北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海・山・川に恵まれた自然を有する広大な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園等、都市機能・水・緑が程よく調和した豊かな生活空間を有しています。また、これまで、瀬戸内海との深い関わりの中で、海に開かれた四国の玄関口としての地理的優位性を生かし、生活・経済・文化等様々な面において、四国の中核都市として発展してきました。特に昭和63年に瀬戸大橋が開通するとともに、翌年には新高松空港が開港するなど

四国域外との交通環境の整備が進められ、平成11年4月には中核市に移行しました。その後、平成17年に塩江町を、平成18年には、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町の5町を編入合併し、今日に至っています。「文化の風かおり 光りかがやく 瀬戸の都・高松」を目指して、地域の特徴を生かした都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めています。

2 高松市の子育てに関する課題

高松市は、四国の玄関口として発展してきた地理的優位性もあって、多くの大企業が支店や本社を構えており、昨今の景気低迷によ

り、支店を引き上げる企業があるものの、香川県内への流入人口の4割は高松市内に流入しており、30代、40代のいわゆる転勤族は増加傾向にあります。こうした、30代、40代の夫婦を中心とする子育て家庭では、景気低迷やワーク・ライフ・バランスの推進も手伝って、共働き家庭の割合が多くなってきています。働く母親が増えている状況の中、子育てに不安感や負担感を抱く家庭が増加し、家庭における子育て力が年々低下しているように思われます。

3 条例制定に至った背景と経緯

近年、子どもを取り巻く環境がより厳しさを増している中で、様々な子育て環境を整備

し、子育てを社会全体で応援していく「子育ての社会化」を推進する体制を築いていくことが求められています。また、市長のマニフェストにおいては、12の政策キーワードの一つである「子ども・子育て」支援施策の充実の中で、子ども条例（仮称）の制定を成果目標に掲げております。こうしたことから、本市では、子育て家庭に最も近い基礎自治体として、地域特性を踏まえながら、次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備するための条例の制定を検討することとなりました。

平成23年9月、学識経験者や教育関係者等を構成メンバーとする「高松市子ども条例検討委員会」を設置し、条例に盛り込むべき内容等について協議いただいたほか、平成24年3月には、本市主催の市民との意見交換会、平成24年8月には、当事者である子ども目の線からの意見を条例に反映させるため、市内の小学生・中学生・高校生によるワークショップを開催しました。また、平成24年11月、条例の趣旨や内容のほか、子ども自身や周囲の大人がどのように取り組んでいくことが望ましいか、市民の皆様と共に考えるシンポジウムを開催しました。その後、パブリックコメントを経て、平成25年3月の第1回市議会定例会において全会一致で可決され、平成25年

3月27日に公布・施行いたしました。

当初は、条例を制定することに対して、「虐待等が問題になっており、子どもの権利を守るための条例が必要」という意見がある一方で、「子どもに権利を付与することは、子どもの身勝手な行動を助長する」、「子どもを育てるのは社会ではなく家庭の役割であり、条例自体不要」という意見もありました。そこで、子育てに関する第一義的な責任は、まずは、保護者にあることを条例の中に明記し、子どもの権利や責任について正しく理解してもらえるようにリーフレットを作成し、小・中学校を通じて、児童や保護者に配布するなど、適切な周知・啓発に努めていくこととしました。

4 条例内容・設計の解説

本条例は、全17条からなり、この中で、本市として子どもに対する基本的考え方や、子ども・子育て支援のあり方を明らかにしています。高松市のすべての大人が子どもたちに関心を持ちながら、社会全体で子どもの成長や子育てを支えていくこと、また、子ども自身も、自分たちの持つ権利や責任を大切にしていこうことなどについて、総合的に定めています。

まず、第1条は、条例の目的、第2条は用

語の定義を定めています。

この条例でいう「子ども」の範囲は、児童の権利に関する条約や、児童福祉法などを基に、原則18歳未満としています。しかしながら、同じ学年の中で、18歳を境に扱いが異なってしまうこと、また、既に18歳になった人でも、障がいや虐待などにより、支援を必要とする人についても、等しく権利を認めることが適当であるとの考え方から、「子ども」の範囲に含むものとしました。

第3条は、条例の基本理念について定めています。①子どもの人格及び子どもが権利を有していることを尊重すること、②子どもの最善の利益を考慮すること、③子どもの年齢及び発達に応じた支援を行うこと、④保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務に応じて主体的に取り組み、及び相互に協働すること、以上4つを定めています。

第4条は、子どもが有する権利と責任について定めています。保護者、地域住民、学校等関係者、事業者及び市は、子どもが有する権利を尊重するとともに必要な支援に努めること、また、子どもは、一人ひとりが権利を有することを自覚し、自らの権利を大切にするとともに、感謝の気持ちや思いやりの心、他者の権利を尊重するほか、社会規範を遵守

し自らの言動に責任を持つように努めることなどを規定しています。

第5条から第9条までは、社会全体で子どもの成長を支えるため、子どもを取り巻く大人が担う役割や責務について、主体ごとに定めています。

第5条は、保護者の役割について定めています。保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的な責任を有することを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、家族とともに役割を果たすよう努めなければならないと定めています。①子どもに愛情及び

関心を持ち、ふれあいを大切にし、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと、②子どもが生命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながら、子どもの成長を支えること、③子どもに様々な経験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支援すること、④日常における挨拶や地域行事への参加等を通じて、子どもとともに地域住民との交流を図ること、以上4つを定めています。

第6条は、地域住民の役割について定めています。地域住民は、基本理念にのっとり、地域が、子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること、並びに家庭における子育て

を補完する機能があることを認識し、子どもとの対話を大切にしながら、役割を果たすよう努めなければならないと定めています。①目配り、声かけ等を通して相互の信頼感を高めながら、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと、②子どもの考えや行動に関心と理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、子どもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること、以上2つを定めています。

第7条は、学校等関係者の役割について定めています。学校等関係者は、基本理念にのっとり、学校等が、集団の中の遊び又は学習を通じて子どもの豊かな人間性及び将来の可能性を育む場であることを認識し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、役割を果たすよう努めなければならないと定めています。①子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること、並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること、②子どもが、生命の大切さを学び、次代の親として家庭生活を大切に

りを行うこと、④いじめ、虐待等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと、以上4つを定めています。

第8条は、事業者の役割について定めています。事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの成長に様々な影響を与えることを認識し、子どもの立場に配慮しながら、役割を果たすよう努めなければならないと定めています。①子どもにとって安全で良好な社会環境づくりを推進すること、②保護者、地域住民、学校等関係者及び市が行う子どもを社会全体で健やかに育むための取組に協力すること、③仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、仕事と子育てを両立できるように職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること、④医療機関その他子育て支援に関する事業活動を行う者にあつては、その専門的な知識及び経験を生かし、子どもの健やかな成長を支援すること、以上4つを定めています。

第9条は、市の役割について定めています。市は、基本理念にのっとり、子どもの立場に配慮しながら、責務を果たさなければならないと定めています。①国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、子どもを社会

全体で健やかに育むための施策を策定し、及び実施すること、②子どもを社会全体で健やかに育むための施策を実施するため、必要な情報発信及び財政上の措置その他の措置を講じること、③保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者と協働し、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うこと、以上3つを定めています。

第10条は、この条例に基づく取組を、総合的、計画的に推進することを目的として、「子ども・子育て支援推進計画」を定めることを規定しています。この推進計画を定めようとするときには、あらかじめ市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、高松市子ども・子育て支援会議条例に規定する高松市子ども・子育て支援会議の意見を聴かなければならないと定められています。

第11条から第16条までは、市が行う基本的施策を定めています。

第11条は、子どもの成長への支援について定めています。子どもの健やかな成長を支援するため、その健康の確保及び増進に関する施策等の充実を図るものとする、子どもが安全にかつ安心して過ごすことができる居場所づくりや、子どもが利用しやすい公共施設等の整備等良好な生活環境の確保を図ること、子どもの生きる力を育てるための学校教育

育環境の整備及び充実を図ること、子どもが自らの権利及び責任について理解し、地域社会の一員として自立した大人へと育つことができるよう、多様な経験、学習等の機会の提供を図ることを規定しています。

第12条は、子育て家庭への支援について定めています。子どもの成長には、子どもを取り巻く家庭・保護者や地域等の状況も、大きな影響を及ぼします。子育てしやすい環境づくりや様々な状況に応じた支援に取り組みながら、家庭や地域の子育て力を向上させていくことが重要であるという考えから、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子どもの成長及び子育てに関する情報の提供、子育てに係る経済的負担の軽減、地域の子育て支援体制の整備等行うこと、多様な保育サービスの充実、子育てがしやすい就業環境の整備等子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組むことを定めています。

第13条は、子どもを虐待等から守るための対策について定めています。子どもの虐待、いじめ等について、予防及び早期発見に取り組むとともに、保護を要する子どもの救済その他の措置を講ずるために必要な体制整備を図ることが規定されています。

第14条は、相談支援体制の充実について定めています。妊娠、出産、家庭生活その他子

どもの成長及び子育てに関する問題や悩みに適切に対応できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ることを定めています。

第15条は、協働等による施策の推進について定めています。この条例に定める基本的施策を推進するに当たっては、関係機関との連携協力並びに保護者、地域住民、学校等関係者及び事業者との協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとすることを定めています。

第16条は、この条例の実効性を高めるためには、条例の趣旨を広く周知し、子どもと大人がともに理解を深めていくことが重要であるという考えから、広報活動及び啓発活動について定めています。子どもは、自らの権利や責任について自覚を深め、大人は、子どもを社会全体で健やかに育む意識を高めていくことなどを効果的に周知・啓発していくことを定めています。

第17条は、その他必要な事項についての委任規定です。

5 条例を基にしたこれまでの取組

第11条の規定により、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高松市子ども・子育て支

援推進計画」を策定することとしています。

一方、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度の平成27年度からの本格実施が予定されています。本市では、この「高松市子ども・子育て支援推進計画」の策定に当たっては、子ども・子育て支援新制度において策定することとなる「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定することとしており、現在、その内容について、「高松市子ども・子育て支援会議」に諮問するなどして検討を進めています。

6 今後の課題と展望

現在、少子超高齢化社会の進展に伴い、ますます少子化対策への取組が重要性を増しています。本市でも総人口に占める年少人口(0～14歳)比率は、昭和40年には24.0%であったものが、60年には21.9%、平成22年には14.2%と次第に低下する一方、老年人口(65歳以上)比率は、昭和40年の6.5%が平成22年には23.0%に上昇するなど、少子・高齢化が進行しています。

このような状況の中、これまでも、多様な保育サービスの充実や、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりに取り組んでおり、例えば、時間外保育事業、一時預かり事業、放

課後児童クラブ事業、ファミリー・サポート・センター事業など、共働き世帯が子育てをしやすい環境整備の充実を図っています。今後は、子育て支援に限らず、結婚・妊娠・出産を通じた切れ目のない支援体制を整えていく必要があります。

現在、前述のとおり、条例に基づいて「高松市子ども・子育て支援推進計画」を策定しているところですが、この計画を着実に実施することにより、不足する子育て支援サービスの解消を目指すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現等、子育て支援施策の充実・強化を図ることにより、少子化対策を積極的に推進していきます。

併せて、高松市全体で子どもや子育て家庭を支えていくために、引き続き、条例の周知と啓発に努めていくことが重要と考えています。

●第34号(2013年8月発売) 定価(本体1,143円+税)

・特集 大規模災害と自治体の対応

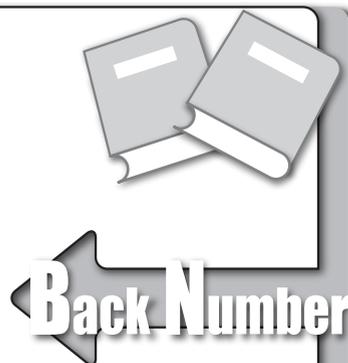
災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要
今後想定される大規模地震・津波災害と今後の対応
大規模災害と自治体連携—組織間災害援助の成果と課題
災害リスクと防災のまちづくり

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例について
習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例(通称)健康なまちづくり条例

・トピックス

地域の元気創造プランについて(地域での経済循環の創造)
神奈川県臨時特例企業税最高裁判決の検証
～地方税法と法定外税条例の関係～



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 受付時間: 月～金 9時から17時 Web URL: <http://gyosei.jp> サイト FAX: 0120-953-495